

労働者派遣個別契約書(案)

(1/2)

派遣先： 鎌倉市 (以下「発注者」と称す) と
派遣元： ●●●● (以下「受注者」と称す) は、
令和7年(2025年)●月●日付けで締結した鎌倉市立保育園における保育士派遣業務委託基本契約（単価契約）の定めに従い、以下のとおり労働者派遣個別契約を締結する。

派遣先	名称	鎌倉市			
	所在地	〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 TEL： 0467-23-3000 （内線）2378			
	就業部署				
	就業場所				
	組織単位				
	指揮命令者				
	派遣先責任者				
	苦情の申出先				
派遣元	名称		許可番号		
	派遣元責任者				
	苦情の申出先				
派遣条件等	業務内容	児童福祉法に定める保育所における保育業務			
	責任の程度	役職を有さない。			
	契約期間			派遣人数	
	就業曜日	月 火 水 木 金 （*詳細は就業時間欄参照）		休日	日曜 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に基づく祝日 年末年始(令和7年(2025年)12月29日～令和8年(2026年)1月3日)
	就業時間	基本	8：30 ～ 17:15（実働 7 時間45分） （休憩 1 時間）		
		朝番	7：00～15：45（実働 7 時間45分） （休憩 1 時間） ※保育園の必要に応じて		
		遅番	9：30～19：00（実働 8 時間30分） （休憩 1 時間） ※保育園の必要に応じて		
		*勤務日は毎月調整の上、決定する。原則として月～金（行事等により土曜出勤有り）			
	時間外勤務	1 日 4 時間迄、1 箇月で45時間迄、1 年間で360時間迄			
	休日勤務	4 週当たり法定休日内の一日迄			
	派遣料金	基本：	円/時	普通残：	円/時
※15分単位。※上記金額に消費税を加算して請求するものとする。 ※日 8 時間、または週40時間を超える実働時間については上記基本派遣料の1.25倍を請求するものとする。					
支払い条件等	締日：	月末	支払日：	請求を受けてから30日以内	
	支払方法：銀行振込				
安全・衛生	派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。				
便宜供与	派遣先は、派遣労働者に対し派遣先が雇用する労働者が利用する設備について同様に利用する事が出来るように配慮しなければならない事とする。				
苦情処理方法	（１）苦情処理担当者である派遣元責任者は、主体となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切且つ迅速な処理を図り、その結果を派遣労働者に通知する事とする。 （２）苦情処理担当者である派遣先責任者は、主体となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切且つ迅速な処理を図り、その結果を派遣労働者に通知する事とする。 （３）派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。				

派遣 条 件 等	派遣契約解除の 場合の措置	①労働者派遣契約の解除の事前の申入れ 派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得る事はもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行う事とする。 ②就業機会の確保 派遣元及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図る事とする。 ③損害賠償等に係る適切な措置 派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図る事とし、これができないときには労働者派遣契約の解除に伴い派遣元が当該労働者派遣契約に係る派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、派遣元がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申し入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について損害の賠償を行う事とする。その他派遣先は派遣元と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずる事とする。また、派遣元及び派遣先双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮する事とする。 ④労働者派遣契約の解除の理由の明示 派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元に対し明らかにする事とする。
	派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、その雇用意思を事前に派遣元事業主に対して示すこと。(また、職業紹介を経由して行うこととし、紹介手数料として、派遣先は派遣元事業主に対して、手数料の範囲内で支払うものとする。)
	派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別	☒ 協定対象派遣労働者に限定 ☐ 限定しない
	派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別	☐ 無期雇用派遣労働者に限定 ☐ 60歳以上の派遣労働者に限定 ☒ 限定しない
	備考	当日(前営業日の17時以降)の時短・キャンセルは、予定していた勤務時間分の派遣料金を請求するものとする。
提出書類他	提出書類：キャリアシート 給食費：派遣元が6,800円(予定)を給与から差し引いて支払うものとする。	
その他	服装：動きやすい服装(ジャージ・ジーパン・七分丈可)、 持物：上履き・外履き・帽子・コップ・着替え・エプロン・三角巾 ※アクセサリははさずこと。	

上記契約の証するため本書を電磁的に作成し、発注者及び受注者が合意を証する電磁的措置を執った上、双方保管するものとする。

(発注者)
鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇

(受注者)

●●●

●●●

●●●